

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県における食と農業・農村の将来のあるべき姿を明確にし、それを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「長野県食と農業農村振興の県民条例」（以下「県民条例」という。）第9条に基づき策定するものです。

2 計画の性格と役割

本計画は、農業者や実需者、消費者など幅広い県民の意見を反映し、県民条例第9条第2項及び第25条の規定による「長野県食と農業農村振興審議会」（以下、審議会という。）の審議を経て知事が定めるものです。

本県の食と農業・農村に関する施策の指針となる計画であるとともに、農業者、消費者などを問わず全ての県民の「食」と各地域で営まれる「農業」、人々が暮らす「農村」の発展に向けた今後の方向性を示すものです。

3 計画の期間

概ね10年後（令和15年度（2033年度））のめざす姿の実現に向け、令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年度とする5か年の計画です。

4 計画の進行管理

本計画は、長野県総合5か年計画と一体的に推進するとともに、県民条例第8条の規定により、毎年、実施状況を長野県議会に報告し、公表します。

計画期間中において、社会情勢の激変等計画が実情と大きくかい離するなど事情が生じた場合には、事業評価を踏まえ、所要の見直しを行います。

5 県民の参画と協働による計画の推進

食と農業・農村の振興に関する施策は、県民の食生活や地域社会・経済の幅広い分野に関係することから、その推進には関係団体等の密接な連携が必要です。

市町村、農業団体、農畜産物を扱う事業者等の主体的な「参画」と「協働」を基本姿勢として、県民条例に規定された責務・役割をもって県民が一体となり計画を推進します。

（1）農業者の役割

消費者に信頼される安全で安心な質の高い農畜産物の安定供給を行うとともに、農地、水路など農村資源の維持・保全の主体としての役割を担います。

また、農業経営にあたっては、自身の経営理念に基づき、経営理念の達成のため、農

業情勢を踏まえた経営の転換や、雇用労力やスマート農業技術などを活用した規模の拡大、市場動向や国内外のマーケットニーズの的確な把握による戦略的な品目導入や輸出の拡大などに取り組むことが求められます。

さらに、本県農業が成長性のある産業として、持続的に発展していくため、未来の担い手となる子どもたちが憧れ、将来の職業として選択されるような魅力あふれる農業の実践が期待されます。

(2) 農業団体の役割

各団体の果たすべき役割を十分に発揮することにより、本県農業の強みである産地機能の維持と、産地を支える農業者への支援、さらに、農業者とともに、暮らしの場である農村コミュニティを維持・構築する役割を担います。

コロナ禍で地方移住の関心が高まる中、都市と農村の交流による農業への理解促進に努めるとともに、新規就農、移住など新たな農業の担い手や農村を支える人材の確保への更なる取組が求められています。

また、組織の機能強化・効率化を進め、各団体が連携して活動することが期待されます。

(3) 農産物の流通・加工・販売を行う事業者の役割

本県農畜産物の特色や強みを活かして、消費者に対し安全な食品を供給するとともに、県内外の消費者や実需者への積極的な発信、農業者、農業団体と連携した本県農畜産物の利用促進や商品開発による産地づくり、産地の強化を進める役割を担います。

また、農業への参入などにより、本県の農地等を地域の農業者とともに有効に活用し、農村の活性化が図られることが期待されます。

(4) 市町村の役割

農業者にとって最も身近な行政機関として、地域の特性と、強みを活かした食と農業・農村の「めざす姿」を明確にし、その実現に向けて、関係機関・団体、農業者、消費者、地域住民と連携して主体的に行動する役割を担います。

特に地域農業の将来像を明確にする「地域計画」の策定に向けた話し合いをコーディネートするファシリテーターの役割が期待されます。

(5) 消費者・県民の役割

安全で安心な質の高い農畜産物や美しい農村景観、水源のかん養などは、本県の豊かな自然と農業者のたゆまぬ努力によってもたらされていることに一人ひとりが理解を深め、また、SDGsやエシカル消費の観点からも県産農畜産物を積極的に購入するとともに、これらの価値について情報発信を行います。さらに、農村環境の保全活動に参画し、農業者と協働して農村コミュニティを支える役割が求められています。

また、健全で豊かな食生活、郷土料理等の伝統的な食文化など、健康と食に関し正確

に理解するとともに、次代へと継承していくことが期待されます。

(6) 県の役割

この計画の実現に向けて、農業者や関係者に対して効果的で実効性のある施策を実施します。

また、県民の主体的な参画と協働を促すため、関係機関・団体と連携した的確な情報提供や技術など適切な支援を行うとともに、県民条例に規定された「食」と「農業」、「農村」のそれぞれの理念の浸透に努めます。

6 食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の更なる進行

- ・我が国の総人口は、令和3年(2021年)で1億2,550万人であり、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに毎年減少し続けており、令和35年(2053年)には1億人を割るような予想もされています。
- ・また、出生数は、令和3年(2021年)で81万1,622人となっており、前年と比較して約2万9千人減少して過去最少となっています。総人口に占める65歳以上の割合は、令和3年(2021年)で28.9%となっており、令和47年(2065年)には38.4%と2.6人に1人が65歳以上となり、少子高齢化の更なる進行が予想されています。
- ・このようなことから、農業の担い手や雇用人材の不足、農村を支える人材の不足が続くことが見込まれるため、担い手確保の強化に加え、スマート農業の導入による省力化や生産性の向上、多様な人材による農村の維持などの取組を一層進めることが急務となっています。

(2) 脱炭素社会構築の必要性

- ・地球温暖化に起因する異常気象や気象災害は、国内外で頻発しており、気候変動は今や人類共通の課題となっています。このような中、本県では令和元年(2019年)に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、令和32年(2050年)二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを決意しました。
- ・また、国は令和2年(2020年)に、令和32年(2050年)までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、農業分野では、令和3年(2021年)に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」を策定し、公表しました。
- ・本県においても、令和32年(2050年)二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、有機農業などの環境にやさしい農業の面的拡大、生分解性マルチの利用拡大、果樹せん定枝を利用したバイオ炭などによる炭素貯留の取組、農地や畜産から排出されるメタンガス等の削減、農業水利施設の省エネ化の取組等を進めることが求められています。

(3) 新技術、デジタル化の加速

- ・近年、情報通信ネットワーク（5Gなど）やIoT、AI、ロボットなど新技術が急速に発展しており、これら技術の生産現場や事業所への導入による生産性の向上等の効果が期待されています。
- ・農業分野では、担い手の減少や高齢化の進行による労働力不足を解消するため、スマート農業技術を活用して、生産効率の高い営農を実行しつつ、消費者の需要をデータで捉え、消費者が価値を実感できるような形で農産物や食品を提供していくことが必要となってきます。

(4) 田園回帰に対する意識の高まり

- ・都市部の住民には、農村の持つ価値や魅力を評価する動きがあり、都市に住む若者を中心に、農村への関心が高く新たな生活スタイルを求めた「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向が高まっています。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化も、地方移住への関心の高まりを後押ししていると考えられ、テレワーク等場所を問わない働き方が可能となったことで、地方に生活拠点を移すハードルは低くなっており、農村を支える人材確保のため更なる地方移住の促進が求められています。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・令和2年(2020年)に世界的な大流行に発展した新型コロナウイルス感染症は、世界の経済・社会に大きな影響を及ぼしましたが、令和3年(2021年)以降、ワクチン接種の進展や経済政策により、欧米主要国では、GDPが感染拡大前の水準に回復してきています
- ・我が国においても、人の移動や集合の抑制等でインバウンド需要や外食の売上げが減少したことなどにより、経済・社会に多大な影響が生じました。
- ・本県農業においても、米や牛肉、淡水魚、花き等の農畜産物の需要が減退するとともに、外国からの渡航者に対する水際対策が強化されたことにより、外国人技能実習生等の外国人材の入国が困難となり、生産現場での人手不足が懸念されました。

(6) 国際情勢の変化

- ・世界の食料需給は、人口増加や経済発展により需要増加が進む一方、気候変動等が食料生産に影響を及ぼす可能性があり、中長期的には逼迫が懸念されています。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢等により、世界的に食料供給に対する懸念も生じている中、食料自給率の向上や食料安全保障の強化への関心が一層高まっています。
- ・さらに、ウクライナ情勢に加え円安の進行などにより、食料を含め、燃料、肥料、家畜飼料等の価格が高騰しており、農家の経営に大きな影響が生じています。